

平成26年度 税制改正の大綱概要

平成25年12月復 興 庁

平成 26 年度税制改正の大綱に記載された 復興庁関係の要望事項

復 興 庁

新設·拡充

〇 新規立地促進税制の事業所要件の緩和

・現在は認められていない、再投資等準備金の積立て期間内における区域外への事業所の設置について、製造する製品の販路開拓等のための小規模なものは可能となるよう、要件を緩和する。

〇 個人事業者に係る事業再生税制の創設

・東日本大震災事業者再生支援機構が事業再生を支援する個人事業者が 債権放棄を受ける場合、債務免除益に対する所得税が減免されるよう にする。

○ 経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構 への適用

・東日本大震災事業者再生支援機構が事業再生を支援する企業に経営者 が私財を提供した場合、当該私財提供に対し所得税が課されないよう にする。

延長等

〇 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税の所要の措置

- ・現行の特例(市町村長が指定する区域において課税免除等できる)を暫定的に1年延 長する。
- ・評価替えが行われる平成27年度に一般の措置(条例に基づいて減免できる)に移行する。

〇 事業用設備等を取得した者に対する特例の措置の深堀り期間の延長

- ・復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の2年間延長
- ・被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの2年間延長

〇 被災者向け住宅を整備した者に対する特例の期限延長

- ・復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等の3年間延長
- ・被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の3年間延長

〇 被災自動車等の代替自動車等を取得した者に対する特例の期限延長

・被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る自動車関係諸税の特例の 2年間延長

平成26年度税制改正の大綱 (復興関係のみ抜粋)

- 一 個人所得課税
- 4 租税特別措置等

(国 税)

- (1) 個人が、その有する債務について免除を受けたことにより生じる経済的な利益について、次の措置を講ずる。
 - ① 事業を営む個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることその他の要件を満たすものに基づき免除を受けた場合において、当該準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評定を行っているときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する特例を創設する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この特例を適用しないで計算したその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。
- (5) 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となった内国法人(中小企業者に該当するものに限る。)の取締役等である個人でその内国法人の保証債務を有するものが、当該個人の有する資産(有価証券を除く。)で現に当該内国法人の事業の用に供されているものを、同機構の定めた準則に従って策定されたその内国法人に係る債務処理計画に基づきその内国法人に贈与した場合を、債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の対象とする。

二 資産課税

1 復興支援のための税制上の措置

(地方稅)

(1) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定 する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の適 用期限を1年延長する。

(参考)

自由民主党・公明党が平成25年12月12日に決定した「平成26年度税制改正大綱」においては、「東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を免除する措置等について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、それまでの暫定的な措置として、適用期限を1年延長する。」とされている。

三 法人課税

6 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

- (1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる(所得税についても同様とする。)。
 - ① 産業集積事業用機械装置に係る普通償却限度額との合計でその取得価額までの 特別償却ができる措置の適用期限を2年延長する。
 - ② 復興居住区域に係る措置について、次のとおり適用対象となる被災者向け優良 賃貸住宅の要件の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
 - イ 各独立部分の床面積について、120㎡以下で、かつ、25㎡以上(現行50㎡以上)とし、床面積が50㎡未満の各独立部分については、その賃貸が単身者に対し優先して行われると明らかにされているものであることとする。
 - ロ 共同住宅又は長屋を構成する各独立部分の数について、床面積が25㎡以上の ものが10以上又は50㎡以上のものが4以上(現行50㎡以上のものが10以上)と する。
- (2) 被災代替資産等の特別償却制度における償却割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)。
- (3) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、上記(1)②と同様に適用対象 となる被災者向け優良賃貸住宅の要件の見直しを行った上、その適用期限を3年延 長する(所得税についても同様とする。)。
- (4) 再投資等準備金制度について、特定復興産業集積区域内にある事業所以外の事業 所(次の①及び②の要件を満たすものに限る。)を有する事業年度においても適用 できることとする。
 - ① その事業所の業務を行う従業員の数の合計が、常時使用全従業員数の30%又は 2人のいずれか多い人数以下であること。
 - ② 産業集積事業に係る業務で、主たる業務以外の業務を行う事業所であること。

四 消費課税

2 復興支援のための税制上の措置

(国 税)

(2) 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を2年延長する。

(地方税)

- (1) 被災代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長 する。
- (2) 自動車税及び軽自動車税の非課税措置の適用期限を次のとおり2年延長する。
 - ① 平成25年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成26年度分の、平成26年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成26年度分及び平成27年度分の、平成27年度に被災代替自動車等として取得された自動車等については平成27年度分及び平成28年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする措置を講ずる。